

領事手数料表

窓口での手数料支払いは、現金のみです。クレジットカード等のご利用いただけません。

2024年4月1日～2025年3月31日

(料金単価は伯リアル)

		種 別	単 価(R\$)
旅 券 関 係	10年有効旅券		592
	10年有効旅券(未交付失効)※1		814
	5年有効旅券	一般	408
		一般(未交付失効)※1	630
		12歳未満の申請者	222
		12歳未満の申請者(未交付失効)※1	444
	他の一般旅券の発給(残存有効期間同一旅券・記載事項変更等)※2、※3		222
	他の一般旅券の発給(残存有効期間同一旅券・記載事項変更等)(未交付失効)※1、※2、※3		444
	一般旅券の渡航先追加		60
	渡航書の発給		92
遺産の保護管理		遺産の額の2/100	
証 明 関 係	遺言の公証		212
	国籍証明		162
	在留証明		44
	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明		44
	職業証明		74
	翻訳証明		162
	署名又は印章の証明	イ. 官公署に係るもの	166
		ロ. その他のもの	62
	遺骨証明		92
	原産地証明		162
	日本品の外国輸入証明		140
	船内遺留品目録証明		34
	航行報告証明		48
	その他の証明		78
査 証 関 係	一般入国査証		112
	数次入国査証		222
	通過査証		26
	再入国の許可の有効期間の延長		112
	難民旅行証明書の有効期間の延長		92

※1 旅券発行後6か月以内に受領(引き取り)に来られない場合は、同旅券は失効いたします。失効後5年以内に新たな旅券を申請する際は、上記記載各旅券の未交付失効手数料が適用されます。

※2 旅券の査証欄の増補は廃止となります。(1)有効期間が元の旅券の残存有効期間と同じ「残存有効期間同一旅券」、あるいは、(2)5年または10年の有効期間の旅券、いずれかの発給申請をお願いいたします。

※3 旅券に記載されている氏名や本籍の都道府県名に変更があった場合は、(1)有効期間が元の旅券の残存有効期間と同じ「記載事項変更旅券」、あるいは、(2)5年または10年の有効期間の旅券、いずれかの発給申請をお願いいたします。